

注 記 事 項

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取り扱いについて」（平成 20 年 3 月 28 日付け社援地発第 0328003 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により、平成 22 年度から金融商品に関する会計基準を導入し、満期保有債券について、償却原価法（定額法）を適用しています。

(2) 固定資産の減価償却方法

- ・有形固定資産・・・・・・・・定率法。
- ・無形固定資産・・・・・・・・定額法。なお、ソフトウェアは利用期間（5年）に基づく定額法。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、支払見込額による当期負担額を計上しています。

②役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備え、規程等に基づく期末要支給額相当額を計上しています。

(4) 税効果会計に関する注記

税効果会計に関する事項は、以下のとおりです。

①繰延税金資産の総額は 63,094,019 円です。

②繰延税金資産の発生原因別の内訳は異常危険準備金 62,984,433 円、役員退職慰労引当金 109,586 円です。

③当期における法定実行税率は 27.91%です。

2 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する取組方針
当共済会は共済事業を実施しており、共済掛金として収受した金銭の運用を行っています。運用にあたっては、将来の確実な共済金等の支払いに備え、安全性、流動性を優先した上で、運用収益の安定的な確保を目指しています。
- (2) 金融商品の内容およびそのリスク
当共済会が保有する金融資産のうち有価証券は国債、地方債、政府保証の特殊法人債等です。これらに係るリスクとしては信用リスクが考えられます。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
当共済会では、資産運用リスク管理規程と有価証券取得基準を定めており、これらに基づいてリスクの少ない資産運用を行っています。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- (5) 金融商品の時価等に関する事項
平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	451,277,514	451,277,514	-
有価証券（満期保有目的）	1,523,178,605	1,570,755,040	47,576,435

①金融商品の時価の算定方法

ア. 現金及び預金

現金及び預金の時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

イ. 有価証券

債券は取引先金融機関から提示された価額によっています。

3 支払備金

消費生活協同組合法第50条の8に規定する支払備金について、同法施行規則及び施行規程に準拠し、積立を行っています。

(1) 普通支払備金積立額の算出

表1 火災共済金

事故発生 の年度	当該年度に事故が発生し 次年度で支払いをした額		事故発生が当該年度に報告 され翌年度で支払いをした額 (普通支払備金)		事故発生が翌年度に報告さ れ翌年度で支払いをした額 (既発生未報告)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24年度	16	16,198,690	1	6,190	15	16,192,500
H25年度	20	35,801,922	2	597,724	18	35,204,198
H26年度	19	28,015,714	0	0	19	28,015,714
H27年度			3	235,445		

表2 風水雪害等共済金

事故発生 の年度	当該年度に事故が発生し 次年度で支払いをした額		事故発生が当該年度に報告 され翌年度で支払いをした額 (普通支払備金)		事故発生が翌年度に報告さ れ翌年度で支払いをした額 (既発生未報告)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24年度	6	420,000	1	15,000	5	405,000
H25年度	19	1,275,000	0	0	19	1,275,000
H26年度	4	285,000	2	150,000	2	135,000
H27年度			4	390,000		

普通支払備金積立額

625,445 円

(2) 既発生未報告支払備金積立額の算出

表3 火災共済金

年 度	①既発生で翌年度 の支払共済金	②翌年度の 普通支払備金	③当年度の 普通支払備金	①+②-③ 既発生未報告 支払備金積立所要額
H24年度	16,198,690	597,724	6,190	16,790,224
H25年度	35,622,457	0	597,724	35,024,733
H26年度	31,765,714	235,445	0	32,001,159

表4 火災共済金

年 度	①前事業年度の 既発生未報告 支払備金積立所要額	②対象事業年度の 支払共済金額	③前事業年度の 支払共済金額	①×②/③
H25年度	16,790,224	103,215,449	83,770,897	20,687,500
H26年度	35,024,733	106,168,394	103,215,449	36,026,773
H27年度	32,001,159	67,263,616	106,168,394	20,274,524
合 計 金 額				76,988,797

3カ年平均	25,662,933
-------	------------

表5 風水雪害等共済金

年 度	①既発生で翌年度の 支払共済金	②翌年度の 普通支払備金	③当年度の 普通支払備金	①+②-③ 既発生未報告 支払備金積立所要額
H24年度	420,000	0	15,000	405,000
H25年度	1,365,000	150,000	0	1,515,000
H26年度	375,000	390,000	150,000	615,000

表6 風水雪害等共済金

年 度	①前事業年度の 既発生未報告 支払備金積立所要額	②対象事業年度の 支払共済金額	③前事業年度の 支払共済金額	①×②/③
H25年度	405,000	4,470,000	39,705,000	45,595
H26年度	1,515,000	3,630,000	4,470,000	1,230,302
H27年度	615,000	12,486,000	3,630,000	2,115,397
合 計 金 額				3,391,294

3カ年平均	1,130,431
-------	-----------

既発生未報告支払備金積立額

25,662,933 円+1,130,431 円=26,793,364 円

(3) 支払備金積立額の算出

(1) 普通支払備金積立額と(2) 既発生未報告支払備金積立額を合計して求めています。

625,445 円+26,793,364 円=27,418,809 円

4 未経過共済掛金

消費生活協同組合法第50条の7に規定する責任準備金のうち未経過共済掛金については、同法規則第179条第1項第2号により算出しています。

項 目	金 額
1. 施行規則第179条第1項第2号イ（未経過期間に対応するもの）	142,295,501
2. 施行規則第179条第1項第2号ロ（①-②-③-④）	209,095,376
①受入共済掛金	432,499,700
②支払共済金	79,749,616
③支払備金（普通支払備金のみ）	625,445
④事務費	143,029,263

生死を共済事故とする共済以外の共済事業においては、1又は2の方法により計算した金額のうちいずれか多い金額を未経過共済掛金としています。

平成27年度未経過共済掛金 209,095,376 円

5 異常危険準備金

消費生活協同組合法第50条の7に規定する責任準備金のうち異常危険準備金については、同法規則の共済リスクに備える異常危険準備金に準拠し、積立を行うこととしました。

算出方法は、消費生活協同組合法施行規程第6条第1項第6号によります。

項 目	金 額 (円)
① 受入共済掛金	432,499,700
② 支払解約返戻金	253,457
③ 正味収入共済掛金（①-②）	432,246,243
④ 正味収入危険共済掛金（③×70%）	302,572,370
⑤ 異常危険準備金（④×50/1,000）	15,128,619

平成27年度異常危険準備金積立額 15,128,619 円

6 支部等経費

共済掛金2,500円あたり130円を支部と市町村へそれぞれ支払います。ただし、支部については、物件費等の費用項目に振り分けて計上しています。